

審査の目標期間の達成状況について（平成 27 年）

労働組合法第 27 条の 18 及び労働委員会規則第 50 条の 2 の規定により、労働委員会は、迅速な審査を行うため、審査の期間の目標を定めるとともに、毎年少なくとも一回、ホームページ等により、目標の達成状況その他の審査の実施状況を公表することとされています。

当委員会の平成 27 年（平成 27 年 1 月～12 月）における審査の目標期間及び目標の達成状況その他の審査の実施状況は以下のとおりです。

平成 27 年における審査の目標期間

・ 団交拒否事件：6 か月（審査計画策定段階において、証拠調べに多大な時間を要することが明らかな事件を除く。）

・ 通常事件：1 年

（注） 団交拒否事件とは、申立事実が団交拒否に限られる事件であり、通常事件とは、団交拒否事件以外の事件を指す。

1 審査の目標期間の達成状況

- ・ 団交拒否事件
 終結した事件はなく、翌年に繰り越された。
- ・ 通常事件
 平成 27 年に終結した事件の審査期間は 359 日であり、目標期間を達成した。
 また、終結しなかった事件は、翌年に繰り越された。

(1) 平成 27 年における審査の実施状況

項目	団交拒否事件		通常事件		計
	終結	翌年繰越し	終結	翌年繰越し	
ア 係属事件数	—	1 件	1 件	1 件	2 件
イ 審査期間	—		359 日		
ウ 調査の回数	—	3 回	3 回	3 回	7 回
エ 審問の回数	—	1 回	5 回	0 回	6 回
オ 尋問を行った証人 及び当事者の人数	—	2 人	7 人	0 人	9 人

（注 1）「審査期間」は、当該年に終結した団交拒否事件及び通常事件それぞれの平均処理日数である。

（注 2）翌年に繰越した平成 27 年（不）第 1 号事件について、労働委員会規則第 41 条第 1 項の規定により、団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、「係属事件数」及び「調査の回数」の取扱いは下記①、②のとおりとした。

① 係属事件数

計において、1 件とカウントした。

② 調査の回数

審査の分離前に実施した 2 回分について、団交拒否事件及び通常事件のそれぞれにカウントしたが、計は実回数とした。

(2) 平成27年に係属した不当労働行為事件の概要

ア 団交拒否事件

事件番号	申立年月日	処理 日数	調査 回数	審問 回数	証人数	終結 状況
	終結年月日					
平成27年(不)第1号 の1	27. 9. 1	一日	3回	1回	2人	繰越し
	—					

(注1)「証人数」は、尋問を行った証人及び当事者の実人数である。

(注2)「調査回数」には、審査の分離前に実施した2回分を含む。

イ 通常事件

事件番号	申立年月日	処理 日数	調査 回数	審問 回数	証人数	終結 状況
	終結年月日					
平成26年(不)第1号	26. 6. 4	359日	3回 (9回)	5回	7人	関与 和解
	27. 5. 28					
平成27年(不)第1号 の2	27. 9. 1	一日	3回	0回	0人	繰越し
	—					

(注1)「証人数」は、尋問を行った証人及び当事者の実人数である。

(注2)括弧内の数字は、前年以前に実施したものを含む実施回数である。

(注3)平成27年(不)第1号の2事件の「調査回数」には、審査の分離前に実施した2回分を含む。

2 過去5年間における審査の実施状況(参考)

年 (平成)	事件 種別	係属 事件数	終結 事件数	審査 期間	調査 回数	審問 回数	証人数
23	—	1件	1件	217日	2回	4回	7人
24	団交拒否	—	—	—	—	—	—
	通常	1件	1件	101日	4回	0回	0人
25	団交拒否	1件	0件	—	2回	2回	1人
	通常	—	—	—	—	—	—
26	団交拒否	1件	1件	241日	0回	0回	0人
	通常	1件	0件	—	6回	—	—
27	団交拒否	1件	—	—	3回	1回	2人
	通常	2件	1件	359日	6回	5回	7人

(注1)平成23年までの審査の目標期間は、事件の種別にかかわらず全て1年6カ月であった。

(注2)平成27年に係属した事件のうち1件について、団交拒否事件と通常事件に審査を分離したことから、平成27年の「係属事件数」及び「調査回数」の取扱いは、下記①、②のとおりとした。

① 係属事件数

団交拒否事件と通常事件それぞれに1件ずつカウントした。

② 調査回数

審査の分離前に実施した2回分を、団交拒否事件及び通常事件それぞれにカウントした。